



# 栃木県公報

平成30(2018)年  
8月17日(金)  
第3013号

## 目 次

### 告 示

- 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定..... 673
- 土地改良区の土地改良事業計画変更の認可..... 673
- 道路の供用開始..... 673

### 公 告

- 都市計画の構想に関する公聴会の開催..... 674
- 都市計画の変更の案の縦覧等..... 675

## 告 示

### 栃木県告示第425号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成30(2018)年8月17日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定する区域  
河内郡上三川町大字上蒲生2805番の一部
- 2 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

(環境保全課)

### 栃木県告示第426号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

平成30(2018)年8月17日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	事業名	認可年月日
西沢土地改良区	西沢地区土地改良（維持管理）事業	平成30(2018)年8月9日

(農地整備課)

### 栃木県告示第427号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30(2018)年8月17日から同年9月18日まで一般の縦覧に供する。

平成30(2018)年8月17日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
------	-----	---------	---------

83	一般県道 太平山公園線	栃木市祝町字東下毛田384-2 から 栃木市祝町字東下毛田381まで	平成30 (2018) 年 8 月 30 日
----	----------------	---------------------------------------	---------------------------

(道路保全課)

## 公 告

### ○都市計画の構想に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、宇都宮都市計画道路1・5・1号大谷スマートインターチェンジ上り線、1・5・2号大谷スマートインターチェンジ下り線及び3・2・101号大通りの変更に関する公聴会を開催するので、都市計画に関する公聴会運営要領（昭和44年栃木県告示第642号。以下「要領」という。）第2条の規定により次のとおり公告し、同条第3号の都市計画の構想に係る図書を栃木県県土整備部都市計画課、栃木県宇都宮土木事務所及び宇都宮市都市整備部都市計画課において平成30（2018）年8月17日から同月31日まで縦覧に供する。

なお、要領第3条の規定により、当該都市計画の構想について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見申出書を提出することができる。

平成30（2018）年8月17日

栃木県知事 福 田 富 一

#### 1 公聴会の日時及び場所

##### (1) 日時

平成30（2018）年9月13日（木）午後6時30分から

##### (2) 場所

宇都宮市大谷町1059番地5

宇都宮市城山地区市民センター

#### 2 都市計画の構想

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地		延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅員	
自 動 車 専 用 道 路	1・5・ 1	大谷ス マート イ ン タ ー チ ェ ン ジ 上 り 線	宇都宮 市宝木 町2丁 目	宇都宮 市宝木 町2丁 目	宇都宮 市宝木 町2丁 目	約 430m	地表式	2車線	14.5 m	区画街路7・ 7・103号大 谷スマートイ ンターチェン ジ側道3号線 と立体交差 幹線街路と平 面交差1箇所	
	1・5・ 2	大谷ス マート イ ン タ ー チ ェ ン ジ 下 り 線	宇都宮 市駒生 町	宇都宮 市駒生 町	宇都宮 市駒生 町	約 350m	地表式	2車線	14.5 m	区画街路7・ 7・105号大 谷スマートイ ンターチェン ジ側道5号線 と立体交差 幹線街路と平 面交差1箇所	

幹線街路	3・2・101	大通り	宇都宮市川向町	宇都宮市駒生町	宇都宮市一の沢1丁目	約6,480m	地表式	4車線	30.0m	幹線街路3・3・104号外環状線と立体交差 東北縦貫自動車道と立体交差 自動車専用道路と平面交差1箇所 幹線街路と平面交差10箇所	面積約14,800㎡
構造形式の内訳			なお、宇都宮市川向町地内に宇都宮駅前広場を設ける。								

3 その他

縦覧期間満了の日までに、意見申出書の提出がない場合及び意見申出書を提出した者のうちに公述人となる意思を有する者がいない場合は、公聴会を開催しないものとする。なお、傍聴を希望する者は、公聴会の開催の有無について、あらかじめ、栃木県県土整備部都市計画課計画担当（電話028-623-2465）又は栃木県宇都宮土木事務所企画調査部企画調査課（電話028-626-3146）に問い合わせること。

○都市計画の変更の案の縦覧等

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成30(2018)年8月17日

栃木県知事 福田 富一

1 都市計画の種類及び名称

矢板都市計画道路3・4・8号片岡西通り

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

矢板市片岡、石関及び乙畑の各一部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課、栃木県矢板土木事務所企画調査部企画調査課及び矢板市経済建設部都市整備課

4 縦覧期間

平成30(2018)年8月17日から同月31日まで

(都市計画課)